

消費者の安全のあり方に関する調査（第9回）議事要旨

日 時：平成 15 年 2 月 13 日（木） 15：00～21：30

場 所：商事法務研究会 3 階 B 会議室

出席者：廣瀬久和委員長、橋本博之委員、岡田外司博委員、中村民雄委員、丸山絵美子委員
商事法務研究会：杉山昌樹

議事経過：各委員が報告書用原稿の第二次案について報告し、それに関する質疑が行われた。

議事概要：

（報告書用第二次原稿について）（今回の会合での報告順）

1. 橋本委員担当部分「第2章 行政の役割（公法分野）(2-1, 2-2)」

2-1 で事前規制（主に基準認証制度）における行政の責任論を、2-2 で消費者安全にかかる情報の管理・流通における行政の役割を扱う。前者については、基準認証制度に関して行政法上の論点を整理するとともに、基準認証制度に関する規制改革とその中で行政の責任について考察する。後者については、消費者安全のための情報管理行政について考察するとともに、O-157 集団感染事件においての厚生大臣の公表に関する国家賠償責任訴訟を題材にしながら、食品安全情報の「公表」と国家賠償責任との関係について扱う。

基準認証制度の法的分析の方法としては、それを新しい行為形式のカテゴリーと見る方法と、行政過程に着目して考察する方法とがあるが、後者のほうがより興味深い視点であるといえる。

民間に基準認証のような公的任務をゆだねる際の行政の責任のあり方（コントロールの方法）について、ドイツでは制度的留保論が主張されており、民主的正当性や手続的基本権の確保といった標準装備を備えることが憲法上要求されている。それに対し、日本では、個別法がばらばらにあるのみというのが実情であり、規制改革後の基準認証制度が備えるべき最低限の仕組みについて立法者を羈束するような基準が必要であると思われる。

消費者安全のための情報管理行政に関しては、情報公開法に基づく開示請求権制度もさることながら、情報提供ないし公表の仕組みが重要である。法律の留保の理論上、法律の根拠が必要か否かが問題となるほか、情報の不提供ないし不適切な情報の提供に際しての行政の国家賠償責任が問題となる。また、情報の流過程をどう規律するかが重要なテーマとなり、気象業務法や PRTR 法が日本の法制度上参考になる。

近時の O-157 集団感染事件についての厚生大臣の公表に関する国家賠償責任訴訟では、東京地裁と大阪高裁の結論が分かれ、理論構成にも際が見られる。公表に法的根拠が必要か否か、公表の違法性

判断をどのように行うか、そもそも行政機関の公表義務はどのようなものか、が重要な3つのポイントであり、検討を要する。

公表の違法性判断について、職務行為基準説を採るか比較衡量論と比例原則をミックスした基準を採るかという問題があるが、どちらにする行政が国際的な情報をも考慮して公表するか否かを決定することが望ましいと思われ、違法性判断においてもその点を考慮する必要があると思われる。

情報管理行政に関しては、消費者による申出権ないし申立権を行政法的にどのように位置づけるかという問題が重要であり、それに対する行政の対応についての責任がどのようなものであるかが制度の実効性を左右しうる。ヨーロッパ各国で見られるオンブズマン制度なども参考になる。

2. 岡田委員担当部分「第3章 市場メカニズム（経済法分野）」

経済法の観点から見た安全規制の問題として、安全性確保のための自主規制を独禁法上どう評価するかという問題と、安全性確保のために不当表示規制をどのように行うかという問題を扱う。以上に加え、競争を促進しインセンティブを与えることによって安全性を高めていくことの是非や可能性についても扱う予定である。

安全性確保のための自主規制を独禁法上どう評価するかについては、違法性判断において安全性に対する配慮の点をまったく無視するのは妥当ではなく、一定の場合には独禁法違反でないと判断すべきことは現在判例・学説上認められているといえる。もっとも、そのための法律構成については種々のものがあり争いがありうる。

安全性確保のための自主規制が行われる場合、エアソフトガン事件に見られるように、「安全性確保」といっても実質は他の事業者の事業を困難にすることを主眼とするような自主規制が行われるおそれがある。このような場合の違法性判断は困難な問題であり、検討を要する。

安全性確保のための業界団体の自主規制は尊重すべきではあるが、安全性確保は本来国の法律で図るべきであって、自主規制は過渡期対策的な面があることは否定できず、したがってそれを他の業者に強制することの正当性については、慎重な判断が必要である。

業界団体の自主規制基準については、それが公表されるのか、それについて他の事業者や消費者に異議があるときの手続は整備されているのかも重要な問題である。また、規制基準作成の担い手としては業界団体以外にも、学会などの専門家集団も考えられる。

安全性の観点からの不当表示規制については、現行法上、景表法や不正競争防止法に規定があるが、課徴金納付命令の仕組みがなかったり、消費者や消費者団体の訴権が認められていないなどの問題があり、あまり活用されていないのが実情であり、より実効的な制度作りが望まれる。

上記課徴金納付命令については、誰がどのように課すかという問題があり、消費者問題であること

を意識した仕組みが必要である。

3. 廣瀬委員長担当部分「第4章 消費者の権利主張（私法分野） - 物の安全（製造物責任法の再検討）」

製造物責任法の判例を概観すると、因果関係の問題、欠陥の問題、「加工」等適用対象についての問題の3つが重要であることが明らかになる。前二者については、それを広く認めた判例と限定的に解した判例があり、消費者側の領域の問題なのか事業者側の領域なのかという視点での整理や有用であると思われるし、その観点から立証の容易化を図ることが今後望ましいと思われる。また、消費者側の証拠収集の困難性もあると思われ、立法あるいは解釈論上の工夫が必要である。後二者については、特に食品について問題となりうる。ヨーロッパとの比較も視野に入れつつ、特別法での解決が望ましいように思われる。

製造物責任法研究会の1975年試案は、因果関係や欠陥の存在の推定について規定をおいており、一部広すぎると思われるものの、採用に値する提案も含まれている。今後の改正の要否については賛否両論ありうるところだが、特に事業者側の領域が問題になる場合には推定規定をおくべきとの提案を今回することも考えられる。

ヨーロッパでは、一般安全指令という公法的な規範が製造物責任という私法の領域に影響を及ぼしているという指摘が可能であり、このような公法と私法の関係は、日本においても参考になるかもしれない。

4. 廣瀬委員長担当部分「第7章 提言」

消費者安全問題の現状を概観するとともに、消費者安全についての基本的な考え方という総論的な提言、安全規制のあり方という各論的な提言を行う。総論の部分では、消費者法制〔政策〕における基本的理念の提示と、その上に立った消費者法制〔政策〕の手法をめぐる基本的考え方の両方を示す必要がある。前者については、食品安全基本法案などに掲げられているものを参照・検討するとともに、憲法との関係についても考える必要がある。後者については、アプローチの種類、安全規制の対象・主体・基準の問題、リスク論、情報の問題、あるいは規制緩和論との関係といった問題について、当研究会での成果を示す。各論の部分についても、各委員の報告を参考にしながらまとめていく。

規制改革論との関係について、「市場に任せる」との意見もありうるところだが、そうであっても単に過激な市場放任論は採用すべきでなく、市場がうまく機能するための規制や事後規制を充実したものにしていけることが重要である。

基本理念となるべき消費者の権利については、単にプログラム規定と考えるのではなく、何らかの権利性を有したものと考えるべきである。

消費者の権利と関連して、自己決定、自己責任ということが強調される傾向があるが、介護サービスの問題など、その方向性を徹底すべきでない領域もある。さらに、弱者保護か自己責任かという大上段の議論以前に、行政や消費者が有する情報の絶対的な不足という問題があり、早急な対策が必要

である。

情報に関して、最近公表された食品安全基本法案には不十分な部分が多く見られる。特に、食品安全委員会が収集した情報がどの程度出されるのかについての規定がなく、この点は消費者安全の問題一般について検討されねばならない。

リスク論に関しては、リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションという3分類の議論がなされているが、そのような議論では利益相反や利害対立の問題などを反映できないおそれがある。リスクに関する役割分担について、再検討が必要である。

基準論に関しては、国際的な基準の扱い方が問題となる。信頼できる国際基準もある一方、単に鵜呑みすることにも問題がありうる。

(次回の日程・今後の進め方)

第10回会合は、平成15年2月25日(火)15:00~商事法務研究会において開催する。